

フランスにおける養成と免状・資格の制度について

中 上 光 夫

フランスでは、学校教育・職業教育をどの段階まで修得したかを明らかにする免状 (diplôme) や修了証書 (certificat, brevet など) によって、その人の養成レベル (niveau de formation) が示される。その養成レベルが個人のその後の職業生活・社会生活に大きな影響を及ぼすのみならず、その全体的な向上が社会の「知識経済 (économie de la connaissance)」化にも必要と考えられている¹⁾ので、個人にとっても、国などの公的機関にとっても、養成レベルの問題は重要な関心事である。

1. フランスの養成—免状・資格制度の現状

フランスにおける養成レベルは以下のように7つの段階に分けられる。²⁾

養成レベル

レベル6：中等教育前期課程の第6、5、4学年（日本の小学6年から中学2年相当）修了、そして1年間の職業養成。（中等教育前期課程の最終学年は第3学年。だいたい日本の中学卒業のレベル。）³⁾

レベル5の2：コレージュ（中学校）一般コースの最終学年である第3学年修了、技術コースの第4学年と第3学年の修了、短期中等課程（特にCAPとBEP—後述—）の最終学年の前の学年の修了。言い換えると、中等教育前期課程（コレージュ）に最大1年の特別養成が追加された養成レベルである。

レベル5：CAP (certificat d'aptitude professionnelle 職業適性証書)、BEP (brevet d'études professionnelles 職業教育修了証書)⁴⁾の最終学年修了、免状有りもしくは免状無しでの同等のもの。（リセの）第2学年または第1学年での学業放棄。

レベル4：バカロレア (baccalauréat, Bac) 相当の養成レベル。中等教育の最終学年修了（バカロレア合格有り無しがある）。免状を取得せずに高等教育を放棄。

レベル3：Bac プラス2年レベルを免状を取得して修了。このレベルの免状の例としては、BTS (brevet de technicien supérieur 高等技術者資格証書)、DUT (diplôme universitaire de technologie 大学技術免状)⁵⁾、DEUG (diplôme d'études universitaires générales 大学一般課程修了証書) などがある。

レベル2と1：Bac プラス2年レベルを越えるレベルの免状（学士号 licence、旧修士号 maîtrise、新修士号 master、博士号 doctorat、グランドゼコールの免状など）を取得して退出。

フランスの国勢調査では、こうした区分は次のように行われている。

1. 免状なし：就学なし、または、小学校・中学校までの就学、中学校を超えた就学で、免状のない場合。
2. CEP (certificat d'études primaires 初等教育修了証)。これは、小学校を出て職業生活に入る者が、小学校「卒業」時に取得。
3. BEPC (brevet d'études du premier cycle 前期中等教育修了証書 (現在は「コレージュ修了証」)、brevet élémentaire 基礎修了証書、brevet des collèges コレージュ (中等教育前期) 修了証書。
4. CAP と BEP、brevet de compagnon 同業者証書。
5. 一般バカロレア、技術・職業バカロレア、BP (brevet professionnel 職業教育修了証書)、brevet supérieur 高等証書、brevet de technicien 技術者証書、BEA (brevet d'enseignement agricole 農業教育修了証書)、BEC (brevet d'enseignement commercial 商業教育修了証書)、BEI (brevet d'enseignement industriel 工業教育修了証書)、BEH (brevet d'enseignement hôtelier ホテル教育修了証書)、法科適格証 capacité en droit。
6. 大学第1期課程免状 diplôme de 1er cycle universitaire (DEUG と同じ)、BTS、DUT、社会福祉・保健職業免状 diplôme des professions sociales ou de la santé、看護師免状 diplôme d'infirmier(ère)。
7. 大学第2・3期課程免状 diplôme de 2e ou 3e cycle universitaire (医師、歯科医師、薬剤師を含む)、技師免状 diplôme d'ingénieur、グランドゼコールの免状 diplôme d'une grande école、博士号 doctorat など。⁶⁾

この国勢調査の区分と養成レベルはだいたい同じであるが、養成レベルの低いところでの区別が異なっている。ここに記載されているような免状や証書はフランス国内では知られたものであるが、この外にもさまざまな免状や証書があるのであり、この点でもフランスは「免状・証書社会」であるといえよう。では、国民の中でこうした免状・証書の所持者はどのくらいいるのだろうか。表1は2003年時点の現役世代の免状・証書の所有者の状況を示している。

ここからわかることは、一つは、CAP と BEP の所持者が男女とも、他のカテゴリーの免状所持者よりかなり多いということである。50～65歳女性の場合は、CAP と BEP の所持者より初等教育修了証所持者の方が少し多いが、それ以外は、全体的にも CAP と BEP の所持者が最も多い。日本の高校1～2年生修了程度と考えられる人々が最も多いということであり、日本で、これまで、全体的に高校卒業者が最も多かったという状況と似ているといえるだろう。また、男女とも50～65歳の年代では、免状なしと初等教育修了のレベルの人々が4割以上もいることがわかる。一方、39歳以下の若い年齢層では養成レベルの低い証書の所持者が減少し、Bac以上のレベルの免状を所持する人が急増しており、「高学歴化」が進展している様子がここからも伺える。⁷⁾

養成レベルが関心をもたれる一つの理由は、それが免状や証書所持者の社会的・経済的状況と大いに関係があると見なされているからである。その一つは失業率との関係である。よく知られたことであるが、養成レベルの低い人の方が高い人よりもずっと失業率が高い。(表2参照)

表1 免状のレベル別人口 (単位：千人、%)

| | 25～39 歳 | | 40～49 歳 | | 50～65 歳 | | 全体 | |
|----------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| 男性 | 5415 | 100 | 3770 | 100 | 4763 | 100 | 13948 | 100 |
| 免状なし | 988 | 18.25 | 837 | 22.20 | 960 | 20.16 | 2785 | 19.97 |
| 初等教育修了証 | 36 | 0.67 | 238 | 6.31 | 982 | 20.62 | 1256 | 9.00 |
| BEPC のみ | 329 | 6.08 | 405 | 10.74 | 402 | 8.44 | 1137 | 8.15 |
| CAP、BEP | 1535 | 28.35 | 1235 | 32.76 | 1236 | 25.95 | 4006 | 28.72 |
| Bac | 938 | 17.32 | 415 | 11.01 | 498 | 10.46 | 1850 | 13.26 |
| Bac + 2 年 | 681 | 12.58 | 283 | 7.51 | 224 | 4.70 | 1188 | 8.52 |
| Bac + 2 超の高等免状 | 908 | 16.77 | 356 | 9.44 | 460 | 9.66 | 1725 | 12.37 |
| 女性 | 5512 | 100 | 3916 | 100 | 5033 | 100 | 14461 | 100 |
| 免状なし | 796 | 14.44 | 806 | 20.58 | 1016 | 20.19 | 2619 | 18.11 |
| 初等教育修了証 | 51 | 0.93 | 268 | 6.84 | 1151 | 22.87 | 1470 | 10.17 |
| BEPC のみ | 415 | 7.53 | 536 | 13.69 | 512 | 10.17 | 1463 | 10.12 |
| CAP、BEP | 1275 | 23.13 | 954 | 24.36 | 1109 | 22.03 | 3338 | 23.08 |
| Bac | 1077 | 19.54 | 611 | 15.60 | 598 | 11.88 | 2286 | 15.81 |
| Bac + 2 年 | 882 | 16.00 | 404 | 10.32 | 306 | 6.08 | 1593 | 11.02 |
| Bac + 2 超の高等免状 | 1016 | 18.43 | 336 | 8.58 | 341 | 6.78 | 1692 | 11.70 |

出所：enquête Formation et qualification professionnelle de 2003, Insee.⁸⁾ より作成。

表2 2007 年の失業率 (免状、性、当初養成修了後の経過期間別) (単位：%)

| | | 当初養成修了後の経過期間 | | | 全体 |
|----------------------|---|--------------|--------|--------|------|
| | | 1～4 年 | 5～10 年 | 11 年以上 | |
| 高等教育免状 | 男 | 9.8 | 4.7 | 4.0 | 4.9 |
| | 女 | 8.2 | 5.0 | 4.3 | 5.1 |
| バカロレア、CAP・BEP の証書所持者 | 男 | 16.3 | 8.1 | 4.3 | 5.8 |
| | 女 | 18.7 | 12.6 | 6.1 | 8.0 |
| コレッジ修了証書または免状なし | 男 | 35.6 | 21.7 | 9.0 | 11.9 |
| | 女 | 40.8 | 28.9 | 9.9 | 12.0 |
| 合計 | 男 | 17.1 | 9.0 | 5.6 | 7.2 |
| | 女 | 14.8 | 10.4 | 6.8 | 8.1 |

出所：enquête Emploi 2007, Insee⁹⁾

学校を出てから時間が経過する中で、いずれの養成レベルにおいても失業率が減少していくことがわかる。しかし、高等教育免状の所持者であっても 1 割ほどの人は 1～4 年の失業を強いられており、とりわけ低い養成レベルでの失業率の高さは際だっている。表 2 では「コレッジ修了証書」と「免状なし」の若者が一つのグループに括られているが、現在は、実際にはこの両者が全体として「免状なし」と呼ばれている。すなわち、中等教育後期課程修了時の免状であるバカロレア（一般、技術、職業）、BEP、CAP を持たない者が「免状なし」とされるのである。CEP（初等教育修了証。もはや公式には存在しない。）や中学卒レベルの BEPC やコレッジ修了証（現在は、

diplôme national du brevet 国民保証免状) は所持していても現在ではあまり意味を持たないということである。¹⁰⁾ かくして、「免状なし」の内訳はかなり複雑である。ある者は、コレッジ (中学) から教育制度を離れ、他の者はリセ (高校) に進んだり、CAP や BEP を取得するための養成に着手している。ある者はリセの最終学年 (classe terminale) を出ているが、他の者はもっと前に学業を停止している。「免状なし」を、① リセを終えてバカロレアに合格しなかった者 (レベル4の「免状なし」)、② CAP や BEP の取得を目指し、その最終学年で失敗した者 (レベル5の「免状なし」)、③ コレッジの一般コースや技術コースの1年次か2年次で退出した者 (レベル5の2に到達できなかった者)、④ CAP・BEP 取得の短期中等課程の1年次や中等教育前期 (中学校) かそれ以前の退出者、と4つに分けることがある。このうち、③や④のコレッジのレベルやCAP・BEPの1年次を超えられなかった者、言い換えると養成レベルのレベル6とレベル5の2は「無資格 (sans qualification)」とか「無資格者 (non-qualifiés)」といわれる。彼らの中には小中学校段階で留年 (redoublement) を経験した者も多く、その背景には貧困や移民などの社会状況があると言われる。また、同じ「免状なし」であっても、学業を離れた時期によって雇用を見つける困難さに違いがあり、雇用を見つけた場合でも、「免状なし」の大半は10人未満の小企業で働くことになる。¹¹⁾ こうした人々の失業や貧困等に対する対策はフランス社会の最重要課題の一つである。¹²⁾

社会的評価の高い地位に就く人の割合も、養成レベルの高い人の方が多いと考えられている。表3によれば、幹部 (cadre) になっている人は高等教育の免状所持者が多いし、幹部と労働者 (ouvrier) やサラリーマン (employé) などの実務遂行職との間の中間管理職的な位置にある「中間的職業 (profession intermédiaire)」(「中間的職業」には、職工長、現場監督などの外に、(小学校) 教師、看護師、ソーシャルワーカーなども含まれる) もバカロレア (Bac) レベルや Bac+2 レベルの比較的高い養成レベルの人が多し。一方、どちらかといえば肉体的な仕事の多い、ブルーカラー的イメージの「労働者 (ouvrier)」には養成レベルの低い方の男性が飛び抜けて多く見られ、どちらかといえば事務仕事、知的な仕事を行うホワイトカラー的イメージの「サラリーマン (employé)」には、養成レベルの低い方の女性がとても多く見られる。「労働者」や「サラリーマン」は、男女で違いがあるが、養成レベルの低い方の人々が多く見られるカテゴリーである。

こうして、失業対策の観点から、フランス政府にとって養成レベルの低い人々のレベルアップが重要な課題になってくるとともに、個人のレベルでは、職場や社会におけるプロモーションを目指したより高いレベルの免状や資格の取得が志向される。こうした動向の背景には、産業構造の高度化やそれに対応した世界的な「高学歴化」の流れもある。

フランスでは、既に「職業生活全体を通じての職業養成」を初めとして、勤労者が各種の職業養成を受け、資格などのレベルアップを図ることができる仕組みが作られている。次にこれを見てみよう。

表3 免状と社会職業部門の関係 (2003年)

(単位：千人、%)

| | 免状なし、 CEP、BEPC | CAP、BEP | Bac | Bac+2 | 高等教育免状 | 全体 |
|-----------|-------------------|---------|-------|-------|--------|--------|
| 男性 | 3,648 | 3,331 | 1,565 | 1,074 | 1,507 | 11,125 |
| 農業耕作者 | 138 | 184 | 75 | 26 | 10 | 433 |
| 職人、商人、企業主 | 370 | 317 | 104 | 38 | 50 | 779 |
| 幹部 | 231 | 176 | 325 | 334 | 1,120 | 2,186 |
| 中間的職業 | 649 | 798 | 576 | 541 | 259 | 2,823 |
| サラリーマン | 605 | 372 | 245 | 93 | 53 | 1,368 |
| 労働者 | 1,756 | 1,484 | 239 | 42 | 15 | 3,536 |
| 女性 | 2,892 | 2,253 | 1,662 | 1,309 | 1,381 | 9,497 |
| 農業耕作者 | 98 | 60 | 22 | 4 | 6 | 190 |
| 職人、商人、企業主 | 119 | 114 | 51 | 19 | 18 | 321 |
| 幹部 | 73 | 49 | 152 | 144 | 725 | 1,143 |
| 中間的職業 | 328 | 274 | 597 | 836 | 475 | 2,510 |
| サラリーマン | 1,757 | 1,501 | 776 | 290 | 147 | 4,471 |
| 労働者 | 516 | 256 | 63 | 16 | 10 | 861 |

出所：enquête Formation et qualification professionnelle de 2003, Insee.¹³⁾

2. フランスにおける免状・資格の認定制度

フランスでは、免状や資格を管理するために職業養成担当の大臣の管轄下に「全国職業証明委員会 (CNCP : Commission nationale de la certification professionnelle)」が設置されている。この委員会は2002年の社会近代化法により、同法で廃止された「認可技術委員会 (Commission technique d'homologation)」に代わるものとして創設された。それは、省の代表、社会パートナー (労使代表)、諮問会議 (chambres consulaires) 代表、地域圏代表、有資格者の43名で構成され、ある種の免状や資格に「認可 (homologation)」を与えてそれらを「全国職業証明総覧 (RNCP : Répertoire national des certifications professionnelles)」に登録することを主要な任務としている。このほかに、イ. 免状や資格の一貫性、補足性および更新を監視し、それらの免状や資格が労働組織化の進化に適応しているかを監視する、ロ. RNCPに法的に登録される職業証明の創設と仕上げに先だって意見を公表する、ハ. 職業資格証明書 (CQP) の公式の評価を実現する、ニ. いろいろな証明の間に対応関係があり得る場合、それを指摘する、ホ. 証明のレベルの新たな目録を練り上げる、などを任務としていた。¹⁴⁾

フランスでは、全国職業証明総覧 (RNCP) に掲載されない免状や資格であれば、公認された免状や資格ではないわけであるから、誰でもそれらを交付することができるが、それらは、一定のレベルに対応させることはできない。いくつかのグランドゼコールが交付している「威信のある」免状が公認されたものではないというし、「大学の免状 (DU : Diplômes d'Universités)」といわれるそ

の大学のイニシアティブで作られ、その大学学長によって交付される免状も、大学がRNCPへの登録を申請し、認められた場合以外は公式に承認された免状ではない。(一方、紛らわしいが、「大学免状 (Diplôme universitaire)」は、高等教育担当大臣の名において大学によって交付される国家免状であり、それらは当然、RNCPに登録されている。例：DUT、学士号、修士号など)

免状や資格を全国職業証明総覧 (RNCP) に登録してもらうには2通りの方法がある。一つは「当然の権利として登録 (Enregistrement de droit)」の方法で、免状や資格が、国家の名において交付されることと、労使の代表的な団体が入った諮問機関の意見に基づいて創設されたことの2つ条件を満たしていることが必要とされる。今日、国民教育省 (学校教育と高等教育)、農業省、雇用連帯省、青年スポーツ省、社会事業・保健省の各省には、省庁代表、労使代表、教員代表から構成された、職業免状や職業資格のための「職業諮問委員会 (Commission professionnelle consultative)」または類似組織が設置されているので、これらの省から上がってくる免状や資格はRNCPに「当然の権利として登録」される。正規技師の資格を管理し、学校に正規技師資格を交付する権限を与えることを任務とする「技師資格委員会 (Commission du titre d'ingénieur)」が官報に公表する技師免状もRNCPに「当然の権利として登録」される。

もう一つの方法は、「請求に基づく登録 (Enregistrement sur demande)」であり、上記の2つの条件を併せ持たないとき、免状や資格についての「認可」を必要とするそれらの交付機関は、それら免状や資格の職業証明を求めることになる。これは義務的ではなく、任意的な行為である。全国職業証明委員会 (CNCP) の調査と職業養成担当の大臣の決定の後で、認可されることになれば、「請求に基づく登録」としてRNCPに登録されることになる。大臣のこの決定は官報に掲載されるアレテ (arrêté) で公表される。

「全国職業証明総覧 (RNCP)」は、現在は、職業の流動性促進を目的に、インターネット上のサイトとして存在し、一般の個人や企業がいつでも自由に、認可された職業目的の免状や資格の最新情報を確認できるようになっている。免状や資格にとって、RNCPに掲載されているということが認可されていることの証明になる。それぞれの免状や資格は、一つ一つの「カード (fiche)」として「全国職業証明委員会 (CNCP)」によって管理されている。各「カード」には、免状や資格の名称を示す「職業証明の表題」、1から5までのそれらの「レベル」、「職業証明の交付機関」、「有効期間」、「養成専門領域一覧 (NSF : Nomenclature des spécialités de formation) のコード番号」が記載される。「職業証明の交付機関」には、国が交付する免状や資格については、国民教育省や農業省など省の名が記載されるが、各地のリセや大学、商工会議所や業界団体、民間教育機関など多様な組織・機関の名が出てくる。¹⁵⁾ 近年、免状や資格の認可申請が増えているというが、それが反映されているようである。

認可された免状や資格の交付には、有効期限が設けられている。だいたい2年から5年となっている。更新することは可能である。CNCPの任務の一つは、名称やレベルや責任機関に変更があったり、責任機関が活動を停止したことで職業証明を放棄するなどの重要な変化が起こった場合、勧告を行ったり、そのカードを非アクティブにしたり、新たなカードを作成したりして、利用者が最

新情報を利用できるようにしておくことであるとされる。カードに起こりうる変更への対応という点から、有効期限が設けられていると考えられる。ただし、個人に与えられた免状や資格には有効期限はない。国民的価値を持つ職業証明の所持者は、たとえその証明が非アクティブになったとしても、生涯その利益を保持する。非アクティブになったカードも CNCP のデータベースに保存され、証明の由来を正確に確認することができるようになっている。

2009年には Master（修士）免状の RNCP への登録が始まり、かなりの数が登録されたが申請に対する審査が間に合わず、積み残しになったものも多かったという。2004年5月の CNCP のポータル創設以来、蓄積された情報は非常に一貫したテンポで増加し、2009年末には、CNCP のサイトでは、5549件のカードがアクセス可能になっていた。国民教育省高等教育総局の監督下の高等教育機関（特に大学）がこれまでに行ってきた総数1万2千と見積もられる職業証明のデータベース化などの課題も残っている。「免状・資格社会」を支える仕組みは国家的事業として実施されているのである。¹⁶⁾

3. フランスの養成－免状・資格制度の課題

失業率を男女別にみると、女性は全体的には男性よりも失業に直面することが多く、高いのだが、若い就業者の場合はこの現象が逆転する。2007年に、少し前に学業を終えた若い女性の失業率は15%になったが、若い男性の場合は17%であった。次の要因がこの結果を説明している。一つは、若い女性は全体として若い男性よりも高い養成レベルを有しているからで、2007年において、就業中の若い女性の55%は高等教育の免状を持っているが、男性では同じような人が41%だけであった。別の要因は、若い女性は保健や社会福祉の養成に向かうことが多いが、その養成を出ると、社会参入はしばしば早いということである。彼女たちはまた、学業を再開したり追加的な養成に取り組んだりする傾向がある。しかしながら、高等教育免状を持たない人々の間では、女性の失業率は男性のそれを上回ったままである。養成とそれによるより高レベルの免状・資格の取得は、ここでも職業状況の改善に貢献している。

養成を受けるとそれは勤務中の職場に評価されて昇進につながるのだろうか。表4は継続養成の実施と職業・社会的昇進（Promotion professionnelle et sociale）との関連を職業カテゴリー別に示している。

この表4によると、無資格労働者（Ouvriers non qualifiés）のようなカテゴリーでは、継続養成の有無によって昇進の有無しかなり違ってくるということがわかる。サラリーマン（employés）や労働者（ouvriers）の特に無資格者は、養成を受けることによって受けない人の2倍以上の人が昇進している。低い養成レベルのカテゴリーの人にとっては、養成を受けるということは昇進を引き起こす可能性が高いということである。一方、幹部などの高い養成レベルの職業では、昇進自体があまり多くなく、養成を受けても昇進する人はあまり増えているようには見えない。中間的職業（Professions intermédiaires）や有資格サラリーマン（Employés qualifiés）といった比較的高い方の養

表4 1998年の社会グループ別職業・社会的昇進と継続養成実施(単位:%)

| | | 1998~2003年 養成なし | 1998~2003年 養成あり | 全 体 |
|----------------|------|--------------------|--------------------|--------|
| 幹部・高等 知的職業 | 昇進なし | 87.9 | 81.0 | 84.9 |
| | 昇進あり | 12.1 | 19.0 | 15.1 |
| 中間的職業 | 昇進なし | 85.3 | 74.6 | 82.0 |
| | 昇進あり | 14.7 | 25.4 | 18.0 |
| 有資格 サラリーマン | 昇進なし | 84.0 | 73.5 | 82.1 |
| | 昇進あり | 16.0 | 26.5 | 17.9 |
| 無資格 サラリーマン | 昇進なし | 84.9 | 67.8 | 83.0 |
| | 昇進あり | 15.2 | 32.2 | 17.0 |
| 有資格 労働者 | 昇進なし | 90.8 | 75.9 | 88.5 |
| | 昇進あり | 9.2 | 24.1 | 11.5 |
| 無資格 労働者 | 昇進なし | 78.4 | 45.4 | 74.5 |
| | 昇進あり | 21.6 | 54.6 | 25.5 |
| 1998年の 失業者 | 昇進なし | 97.8 | 87.1 | 96.3 |
| | 昇進あり | 2.2 | 12.9 | 3.7 |
| 1998年の 無就業者 | 昇進なし | 97.5 | 94.6 | 97.1 |
| | 昇進あり | 2.5 | 5.4 | 2.9 |
| 全体 | 昇進なし | 87.4 | 75.4 | 84.7 |
| | 昇進あり | 12.6 | 24.6 | 15.3 |

出所: Sylvie Blasco, Jérôme Lê, Olivier Monso (2009), 《Formation continue en entreprise et promotion sociale: mythe ou réalité?》, *Formation et emploi - édition 2009*, p.39.

成レベルの者では養成を受けると、昇進する者も増えるが、その割合はそれほど多くはない。養成レベルの高い人の方が継続養成を受けることが多いといわれるが、養成を受ける人が多くいるところでは、養成を受けたからといって昇進する人は多くはなく、養成を受ける人が比較的少ないところでは、養成を受けるとそれが昇進に繋がりがちであるということだろうか。

養成-免状・資格制度の発展は経済社会全体の底上げになっているといわれる一方で、免状や資格の価値が低下しているという面も指摘されるようになってきている。長期高等教育の免状所持者の間で、2003~2006年に「当初養成 (formation initiale)」(初等教育から高等教育までの教育課程に在る間に受ける最初の養成。継続養成のような、教育課程をいったん離れた後で再度受ける養成は含まれない)を終えた若者の48%は、2007年に幹部のポストに就いている。11年以上前であれば同じような免状を持っている人々の間で、幹部ポストにつく人の割合は67%に達していた。CAPやBEPの資格所持者の間でも、若者の38%は無資格のサラリーマンや労働者になるとされている。この割合は、11年以上前に学業を終えた世代の間では、23%と少なかった。

近年当初養成を出た若者は、職業経験の少なさを、彼らの年長者よりも明らかに高い養成レベルで補っているといえる。2000年代前半に当初養成を終えた若者の3分の2はバカロレアを持っ

ているのに対して、その10年以上前に学業を終えた世代では3分の1だけが持っていた。一方、2003～2006年に当初養成を退出した若者のうち45%は、2007年において、幹部であったり中間的職業に就いている。この割合は、1983年には30%であった。年上の世代では、中間的職業に就くのは少し稀であって、独立的活動（農民、職人、商人、企業主）がより多かった。若者は「高学歴化」する中で、全体として、中間的職業のような比較的高レベルの資格の職業への就業を増加させたとみることができる。

だが、養成レベルを一定にしてみれば、年上の世代は若者より、より高い資格の職に就く割合が高かった。一定の養成レベルをとってみると、全世代とも1983年よりも2007年において、より低い資格の仕事に就く割合が高くなっていた。こうした養成レベルの価値の低下は基本的に1990年と1997年の間に生じた。この期間に、当初養成を退出した若者の中でのバカロレア合格者の割合が41%から62%になり、高等教育の学生数が大幅に増加したのである。これは養成・雇用関係を変えた。短期高等教育の免状（BTSやDUT）を所持する若者（1990年から1997年にかけて、労働市場で69%増加）は、幹部のポストや中間的職業に就くことが困難になった。バカロレア合格の若者の間で無資格の職につく者の割合は大きく増加し、1990年から1997年にかけて11%から29%になった。この影響で、労働市場において、年上の世代も同一の養成レベルであれば以前よりも低い資格の職に就いた。90年代初頭に当初養成を出た短期高等教育の免状所持者やバカロレア合格者の中には、2007年においても資格のある仕事を見つけるのに苦労している人々がいた。養成レベルと仕事の資格の間に適切な繋がりが無いという問題は、職業的養成や技術的養成の場合、教育制度を出ると、養成の専門領域と実際に行う仕事の領域との間の対応関係は限定されているということになるからである。

賃金は就いた仕事のレベルに関連しているであろうから、実際の賃金の中央値は、仕事の場合と同じ傾向をもった。1990年以来、それは一定の養成レベルにおいてほとんど上昇していない。前に学業を終えた長期高等教育の免状所持者の場合、1991年と1997年の間で賃金中央値は下がった。この期間、こうした免状所持者数は労働市場において69%も増加したからである。とはいえ、報酬の低下にもかかわらず、高等教育の免状所持者は、中等教育レベルの人々に比べれば、賃金を明らかに高く維持することができた。

若い世代の中では、バカロレア合格者の報酬がCAPやBEPの証書所持者の報酬に近づく傾向にあり、バカロレアの格下げとかバカロレアの価値の低下といった見方に信憑性を与えている。2007年に、若いバカロレア合格者の月給の中央値は1,170ユーロであり、CAPやBEPの証書所持者のそれは1110ユーロ、ほとんど免状所持者とは言えない若者では1,060ユーロであった。賃金のレベルと仕事のレベルは、かつてほど職業生活の初めの免状のレベルに依存しなくなっており、また、養成の専門領域によって大きく変化する。中等教育では、養成の専門領域（ことにサービス業の専門領域と工業の専門領域）に関係するある種の賃金の差が、免状のレベルに結びついた差よりも大きくなっている。かくして、サービス業でバカロレアを有する若者は、賃金中央値で1,100ユーロを受け取るが、これは工業のCAPやBEPの証書所持者の1,200ユーロよりも低いのである。¹⁷⁾

結論

世界的な「高学歴化」の流れの中で、フランスにおいても、生涯にわたってより高いレベルの免状・資格を目指して継続的に養成を続けていこうという流れが強まっている。社会的・職業的なプロモーションを目指し、また、社会経済状況の改善を目指して、多くの人々はより高いレベルの免状・資格のために、より高い養成を受けようとするだろう。社会全体の「知識経済」化を目指す国もそれをバックアップする体制の構築に努めている。

一方、こうした動きに対応しない人々が存在することも紛れのない事実である。貧困等のいろいろな事情もあるのであろうが、近年においても、フランスで2割近い国民が中等教育（日本の高校レベル）の免状も持たずに早期退学している。こうした若者を減らすことが、フランスにおいて（ヨーロッパ全体にとっても）優先課題になっているが、フランスでは近年はあまり大きな進展は見られていないといわれる。日本でも、高学歴化が進む中での高校中退者の増加といった類似の問題を抱えるが、フランスでも、解決の困難な問題となっている。フランスでは、教育と職業の一体化が日本などに比べればはるかに進展しており、教育と職業の双方を取り入れた「見習養成」や「交互養成」などの仕組みは、こうした問題への対応策でもある。

免状・資格の一般化は社会全体のレベルアップ、社会の底上げにもつながるものであり、免状・資格制度の拡大・発展は、「低学歴」者の職業状況を改善するという面はあるにしても、個人の立場で見れば、免状・資格の相対的価値の下落が引き起こされるという面がある。日本において、高学歴化が大卒の価値をかつてより低くしたといわれるのと似ている。この流れは、一方で、より希少性を高めようと、より高いレベルを求める人々を産み出すだろう。これは、さらに免状・資格制度を発展させるものともなるだろう。また一方で、免状・資格がすべてではないということを思い起こさせることにもなるかもしれない。フランスでも、免状・資格を無視・否定するものではないにしても、真に高い社会的評価に値するのは、その人が何をなすか、なしたかということだと考えられるかもしれない。とはいえ、さしあたりはより多くの無資格者に免状・資格をもたせることが急務であるし、より高いレベルの免状・資格の所持者はまだ増え続けるだろう。免状・資格の所持者に対する需要が増加するのでなければ、免状・資格の価値の相対的な低下を避けるのは難しいことかもしれない。¹⁸⁾

注

1. CERC (2008) , *Un devoir national L'insertion des jeunes sans diplôme Rapport 9*, La documentation Française, p.6.
2. Ibid, p.19.『世界の厚生労働 2006』TKC 出版、2006年、95頁。
3. フランスの義務教育について。フランスでは、基本的に、6歳から10歳までの子を原則的な対象とする「基礎教育」—第11学年から始まって第7学年まで—、11歳から14歳の子を基本的な対象とし、「中学校(コレージュ collèges)」で行われる「中等教育前期」—第6学年から第3学年まで—、15歳から17歳までの子供を原則的な対象として「高校(リセ lycée)」で行われる「中等教育後期」—第2学年と第1学年、次いで最終学年 (terminal) —の3課程に分かれており、15歳までが義務教育である。留年もある。また、次の図1を参照。
4. CAP (職業適性証書) と BEP (職業教育修了証書)。これらの証書は、フランスの中等教育課程の職業教育

図1 中等教育を中心としたフランスの教育制度

| | | | | | | | | |
|------|---------|---------------------|-------|---------|--------|-------------|---------------|------|
| 平均年齢 | | | | | | | (参考) 日本の場合 | |
| 19 | 高等教育 | グランドゼコール(準備学級)、大学など | | | | 職業バカロレア取得課程 | 大学1年 | |
| 18 | 中等教育 | バカロレア | | | | 見習技能者養成センター | 高校3年 | |
| 18 | | 最終学年 terminale | リセ | 一般教育課程 | 技術教育課程 | | BT取得 | 高校2年 |
| 17 | | 第1学年 1re | | 一般・技術リセ | 職業リセ | 職業リセ | 高校1年 | |
| 16 | | 第2学年 2e | コレージュ | 一般教育課程 | | 技術教育課程 | 見習準備学級 | 中学3年 |
| 15 | | 第3学年 3e | | 一般教育課程 | | 技術教育課程 | 初期職業教育・実習交互学級 | 中学2年 |
| 14 | | 第4学年 4e | | 一般教育課程 | | 技術教育課程 | 見習準備学級 | 中学1年 |
| 13 | 第5学年 5e | 一般教育課程 | | 技術教育課程 | 見習準備学級 | 小学6年 | | |
| 12 | 第6学年 6e | 一般教育課程 | | 技術教育課程 | 見習準備学級 | 小学5年 | | |
| 11 | 初等教育 | 中級科2年CM2(7e) | | 小学校 | | 小学1年 | | |
| 10 | | 準備科CP(11e) | | 小学校 | | 小学1年 | | |
| 6 | | 準備科CP(11e) | | 小学校 | | 小学1年 | | |

注：『ロワイヤル仏和中辞典』旺文社、1998年、付録CDより作成。2004年時点の状況。

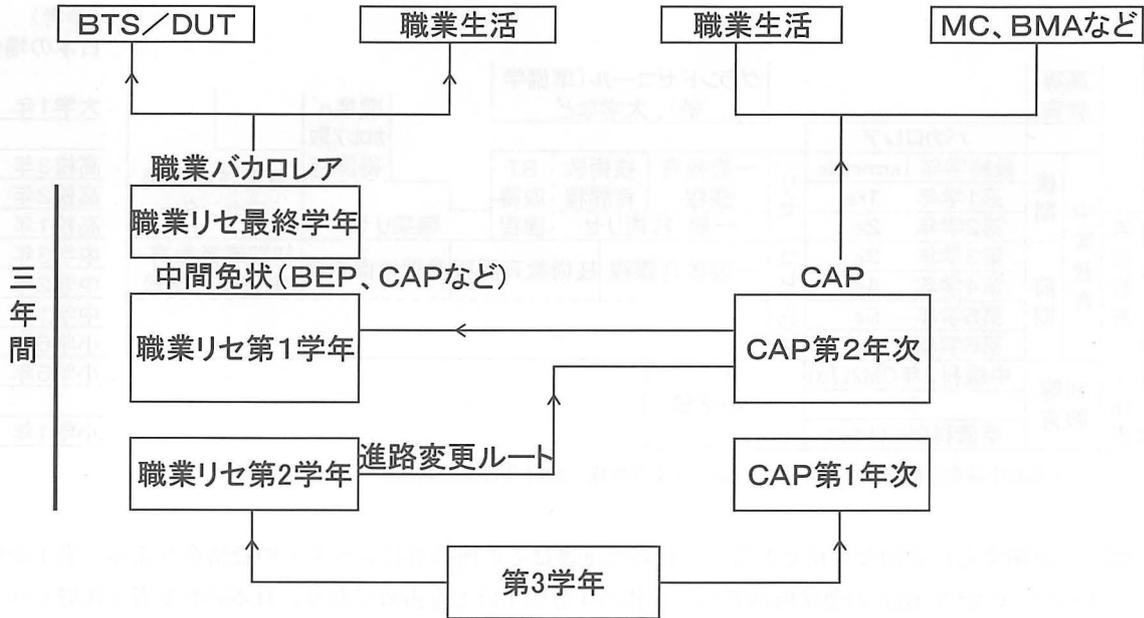
の修了を証明する代表的な免状である。これらの証書はその所持者にレベル5の資格を与える。表1からわかるように、CAPやBEPの免状所持者は、全体の4分の1ほどを占めており、日本の高卒者と比肩しうる存在と考えられよう。このうち、CAPは1911年に創設されており、基本的に職人的な職種であるが、工業、商業、サービス部門におよそ200の専門化されたCAPが存在する。CAP取得コースは基本的に、取得後に職業生活に入ることを目指す人向けのコースであり、CAPを所持していれば、すぐに仕事を始められることになっている。CAPには、例えば、花屋のCAP、道路建設者のCAP、屋根葺き職人のCAP、水質係のCAP、クリーニング業のCAP、書籍新聞文房具店員のCAPなどがある。これらの個々のCAPは職業の必要に応じて、消滅したり、新設されたりしている。

CAPのための養成は、第3学年（日本の中学3年相当）の後で、職業リセまたは見習養成センターで2年間行われる。（以前は、1～3年のCAP取得コースがあった。）VAE（経験取得認証）によっても取得可能である。

一方、BEPは生徒が職業生活にすぐに入れるようにするだけでなく、上位資格である職業バカロレアの取得、時にはBTS（次の注を参照）の取得に向けて学業を続けることも可能にする免状である。また、BEPの方がCAPより広い職業領域をカバーしている。これまで、BEP取得のために、第3学年の後または第2学年（日本の高校1年相当）での進路変更の後で、職業リセまたは見習養成センターにおいて2年間養成が行われた。継続養成によっても取得可能とされた。（BEPも以前は、1～2年の取得コースがあり、2年制のBEPやCAPの取得者は、技術リセの第1学年＝日本の高校2年相当＝や2年制の職業バカロレア取得課程に進むことができた。前掲『ロワイヤル仏和中辞典』付録CD「教育制度」注参照。）2009年からBEPの改革が始まり、職業リセにおいて、BEP準備課程は3年間の職業バカロレア取得課程に統合され、養成2年目の終わりに中間的免状としてBEPなどの免状が提示されることになった。2年制のBEP取得4コース（保健衛生・社会福祉業、陸上輸送の運転とサービス、レストラン・ホテル業、眼鏡製造販売業）は、2009年新学期において、暫定的に維持されている。この改革は若者の資格のレベルを引き上げ、彼らの教育制度からの早期退出を制限することを目的としており、これにより、職業教育と一般・技術教育の間、およびCAPと職業バカロレアの間の進路変更が容易になったとされる。レベル4の職業バカロレアを取得した後は、職業生活に入ることも、さらにレベル3のBTSやDUTを目指して学業を続けることもできることになっている。2009年の改革については、次の図2を参照。

5. BTS（高等技術者資格証書）とDUT（大学技術免状）について。BTSはBacプラス2年のレベル3の免状である。この免状取得のための養成は、大学での学業を可能にするバカロレアやそれと同じレベル4の資格を得た後で、公立のリセや契約を結んだ私立のリセ（一般に、ある種の大きなリセ）の高等技術者養成課程において、2年間のフルタイムの当初養成として行われるが、見習養成として、また、継続養成として、行われることもある。この養成では、専門教育が行われ、企業での研修も含まれる。（フランス政府高等教育・研究

図2 2009年新学期以降の職業ルート改革



出典：フランス国民教育省青少年と協同生活局ホームページより作成。
<http://www.education.gouv.fr/cid2573/la-voie-professionnelle.html>

ホームページ。http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid20183/brevet-de-technicien-superieur-b.t.s.html)。

フランス全体で2000以上の学校などの施設でBTSの養成が行われている。2010年において、あらゆる分野にまたがる90ほどの専門別のBTSがある。例として、企業・事務・事務処理分野のBTSでは経営アシスタントBTSなど、建築・公共工事分野のBTSでは、建築業BTSや骨組み・屋根BTS、公共工事BTS、流体・エネルギー・環境BTSなど、銀行・保険・金融分野のBTSでは保険BTSと銀行BTS、ホテル・観光分野のBTSとしては、ホテル・レストラン業BTS、宿泊責任者BTS、観光用販売・生産BTSなど、美容分野のBTSではエステティック・コスメティックBTSがある。養成後のBTSの合格率は、各学校の各専門ごとに異なり、まれに100%や非常に低い場合もあるが、数割が合格するようである。BTSは、すぐに職業生活に入って、技師や部課の長の協力者として、幹部の仕事を引き受けることを可能にするものであるが、取得者の4割ほどの者は学業の継続を選択するという。(http://www.dimension-bts.com/bts-brevet-de-technicien-superieur/1/3/0/0/)

DUTもBTSと同じくBacプラス2年のレベル3の免状である。取得のための条件や方法などには類似点が多いが、異なる点は、BTSが主にリセで養成されるのに対して、DUTは、もちろんVAE(経験取得認証)や交互養成などによっても取得可能であるが、主に、115校(2006年時点)存在する大学附属の技術短期大学(Institut universitaire de technologie : IUT)において養成されるという点である。また、DUTはBTSよりもより一般的な教育を提供するので、DUTのほうがより容易に学業の継続を可能にするとか、BTSには100程度の専門分野があるのに対して、DUTには、第2次、第3次産業分野にその4分の1ほどの数の専門しかないという点が異なるとされる。DUTには、例えば、法律職DUT、企業経営と管理DUT、物流・輸送管理DUT、衛生・安全・環境DUT、化学DUT、土木工学DUT、機械工学・IT化DUTなどがあり、それぞれの養成がいくつかのIUTで行われている。(http://www.vocatis.fr/article.php3?id_article=15230)

6. フランスにおける「レベル」の定義についてはいろいろあるが、次のようなものもある。

雇用連帯省が交付する証明は「職業タイトル(資格)(TP: Titres professionnels)」と呼ばれ、その所持者は資格の与えられた職業活動を行える能力と適性と知識を修得していることが証明されるのであるが、この「職業タイトル」についても、1969年に設けられた養成レベルのリストに基づき、次のように5段階に分類されている。ただし、雇用省のTPが関係するのは、主にレベル5、4、3の職業タイトル(資格)であり、それ以外は少ない。

レベル 5 :

対象：通常 BEP や CAP のレベル。それとの同一視により、初級段階の CFPA のレベルと同等の養成レベルを必要とする職に就く者 (personnel)。

概要：このレベルは、必要な道具や技術を使う能力を持ち、決められた活動を行うのに申し分ない資格があるということである。この活動は主に、関係する技術の限度内で自立的な実行の仕事と関係している。

レベル 4 :

対象：親方や高度な資格を持つ労働者 (ouvrier) の職に就く者で、BP、BT、職業バカロレアや技術バカロレアのレベルと同等の養成レベルを証明することができるもの。

概要：レベル 4 の資格はレベル 5 よりもいっそう多くの理論的知識を前提とする。この活動は主に、自立的な方法で行われ、幹部 (親方) としての責任や調整の責任を含む技術的な仕事に関係している。

レベル 3 :

対象：DUT や BTS や高等教育第 1 期課程修了のレベルの養成を必要とする職に通常就く者。

概要：レベル 3 の資格は高水準の知識や能力を表しているが、関係領域の学術的な基礎をマスターしてはいない。必要とされる能力と知識が、自立した方法で、企画や幹部配置や管理の責任を確保している。

レベル 2 :

対象：学士号や修士号 (maîtrise) のレベルに比肩するレベルの養成を必要とする職に通常就く者。

概要：このレベルで、雇用されたり、独立した職業活動を行うことは、職業の学術的基礎をマスターしていることを意味しており、一般に、この活動を自立して行うことに行き着く。

レベル 1 :

対象：修士号 (maîtrise) のレベルを超えるレベルの養成を必要とする職に通常就く者。

概要：職業活動の学術的基礎についての明確な知識に加えて、レベル 1 の資格は企画や探究のプロセスをマスターすることが必要とされる。

http://www.idf.pref.gouv.fr/dema/formation_prof_agrement_titre_2.htm

7. 近年、教育課程 (当初養成) を出た人たちの免状の取得状況について、表 5 を参照。
8. Formation et qualification professionnelle en 2003, Insee.
http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?ref_id=FQP03#p3
9. A. Degorre, D. Martinelli, C. Proste (2009), 《Accès à l'emploi et carrière : le rôle de la formation initiale reste déterminant》, *Formation et emploi – édition 2009*, p.12. より引用。
10. CERC (2008) , p.17.
11. Ibid., pp.22, 37-44.
12. 「免状なし」などの就職困難者に対する対応策について、その中でも特に「見習養成」について、拙稿「フランスの『職業訓練』の一断面 ―見習養成契約―」『国際地域学研究』第 12 号、2009 年 3 月、113-127 頁参照。
13. Formation et qualification professionnelle en 2003, op.cit.
14. *Rapport au Premier ministre 2009*, CNCP, p.4. www.cncp.gouv.fr/grandPublic/telechargerDocumentGdp/14277
15. CNCP のホームページ (<http://www.cncp.gouv.fr/>) からは、免状や資格の名称やそのレベル等を示す「カード」が検索できるようになっている。そこでは、2010 年には (2009 年とは異なり)、まず、「職業領域 (domaine professionnel)」が 103 に分けられており、その各々の職業領域がさらに数個程度の職業 (métier) に分類され、各職業の中にいくつかの免状や資格の名称が記載され、それぞれに「証明の責任機関」、「レベル」、「ユーロパス (Europass) マーク」(ヨーロッパにおいて、個人の技能や資格を明瞭かつ容易に理解してもらうために作られたユーロパスの構成要素の一つである資格添付資料に該当することを表す) 等が示される。職業領域には、ホテルでの受け入れ、購買、日常生活援助、造形美術、保険、着想と研究、公的検査 (contrôle public)、食品取引と食糧の仕事、経営と管理、法律、自然空間と緑の空間などがあり、例えば、「ホテルでのもてなし」という職業領域には、「ホテルのコンシェルジュリ」、「ホールの職員」、「ホテルでの受け付け」の 3 つの職業区分がある。例えば、「ホテルでの受け付け」という職業区分には、パリ第一バンテオン・ソ

表5 当初養成退出者の免状別分類

| 取得した最上位免状 | 2004-2006年当初養成退出者(年平均) | |
|-------------------------------|------------------------|-----|
| | (千人) | (%) |
| I. 高等教育 | 306 | 42 |
| (イ) 研究につながりうるコース | 187 | 26 |
| 博士号と保健博士免状 | 11 | 2 |
| マスターレベル | 93 | 13 |
| ・master, DEA, magistere, DESS | 48 | 7 |
| ・技師と商業学校の免状 | 45 | 5 |
| 学士レベル | 77 | 11 |
| ・maitrise(旧修士号) | 29 | 4 |
| ・学士号 | 48 | 7 |
| DEUG | 6 | 1 |
| (ロ) 仕上げコース | 119 | 16 |
| BTS および同等のもの | 81 | 11 |
| DUT, DEUST | 12 | 2 |
| 医療関連・社会福祉の免状 | 26 | 3 |
| II. 中等教育後期 | 289 | 40 |
| バカロレア又は同等のもの | 163 | 22 |
| そのうち、高等教育学習 | 74 | 10 |
| CAP, BEP 又は同等のもの | 126 | 18 |
| III. 中等教育前期修了証書又はそれ以下 | 134 | 18 |
| 中等教育前期修了証書 | 58 | 8 |
| 免状なし | 76 | 10 |
| IV. 全体 | 729 | 100 |

領域：フランス本土。出所：Insee, enquête Emploi2005-2007.

ルボンヌ大学と高等教育担当省が責任機関となった「ホテル業と観光、ホテル業専攻」職業学士号(licence professionnelle)など8つの職業学士号などがレベル2として、高等教育担当省が責任機関となった「ホテル・レストラン業、Aマーケティングとホテル管理専攻」BTS(高等技術者資格証書)などがレベル3として、国民教育省が責任機関となった「ホテル業」BTn(技術バカロレア)などがレベル4として、「開発刷新養成(FORMATION DEVELOPPEMENT NOVATION (FODENO))」という団体が責任機関となった「観光の多職種兼務係員(Agent polyvalent du tourisme)」などがレベル5として示された。ホテル関連の免状や資格は他の職業領域や職業の区分の中にも存在している。例えば、「企業管理」という職業領域の「大企業・公共施設の管理」の職業区分の中にある「パリ・ヴァテル学院(INSTITUT VATEL PARIS)」が交付する「国際的ホテル支配人(Directeur d'hôtellerie internationale)」という資格はレベル1に位置付けられている。こうしたレベルの付与は、民間の仕事だけを対象にしているのではなく、公務員や軍人の職務にも適用されている。

16. *Rapport au Premier ministre 2009*, op. cit., pp.7-10.

17. A.Degorre, D. Martinelli, C. Proste (2009), pp.17-19.

18. 近年の職業資格の状況や、金属産業での職業資格の取扱いについて述べたものとして、清水耕一(2010)、『労働時間の政治経済学—フランスにおけるワークシェアリングの試み』名古屋大学出版会、序章、第6章参照。

Formation – certification professionnelle en France

Mitsuo Nakagami

Cet article a pour objet d'étudier la situation actuelle de la certification professionnelle et ses problèmes à résoudre en France. Le diplôme ainsi que la qualification qui sont délivrés à l'issue de la formation sont considérés comme importants en France, comme dans la plupart des pays européens. La certification professionnelle influence la vie professionnelle de chaque personne. L'élévation du niveau total de la certification professionnelle de la population est un but de la société française d'aujourd'hui. Compte tenu de l'évolution économique générale vers une «économie de la connaissance», le gouvernement français donne son appui à cette élévation en créant un organe d'Etat: la Commission nationale de la certification professionnelle (CNCP) qui contrôle l'homologation de la certification professionnelle. D'autre part, il existe des jeunes qui quittent la formation initiale sans parvenir à un niveau de connaissances et de compétences suffisant, ensuite s'engagent dans le monde du travail, à l'âge adulte avec de lourds handicaps. C'est toujours un problème difficile à résoudre.